

民間賃貸住宅家賃助成 令和 7 年度 子育てファミリー世帯向 募集のご案内

この制度は、新宿区内の民間賃貸住宅にお住まいの、義務教育修了前のお子さんを持つ世帯に対して家賃の一部を助成するものです。新宿区に長く住み続け、地域のコミュニティ形成に関心を持っていただくよう居住継続支援を行うことで、「住み続けられ、暮らしやすいまち」の実現を目指しています。

● 募集期間 ●

令和7年10月1日(水)～10月15日(水)

● 募集世帯数 ●

50世帯(申込み多数の場合は抽せん)

● 申込み方法 ●

区ホームページから電子申請での受付



電子申請ページ

※令和7年10月15日(水)までに申込みの送信が完了したものに限り受け付けます。

※郵送や窓口持参、FAXでの申込みは行っておりませんのでご注意ください。

◆ ご 注 意 ◆

- (1) この案内書をよく読んで、入力もれや誤りがないように申し込んでください。
入力もれや誤入力は、抽せんにかかけられず無効となる場合がありますのでご注意ください。
- (2) 申込みは1世帯につき1回限りです。1世帯での重複申込みや、同一人の氏名を複数入力したとき(同居親族欄に記載されているものを含む)は、全部の申込みを無効とします。

問い合わせ先

新宿区都市計画部 住宅課居住支援係
新宿区歌舞伎町1-4-1 区役所本庁舎7階
電話03(5273)3567



1 助成内容

★金 額・・・月額3万円（月額家賃が3 万円未満の場合は、家賃額）

★助成期間・・・最長※5年間（令和7年10月分から） ※年度毎に審査があります。

2 申込み資格

令和7年10月1日を基準日として、基準日に以下の(1)～(13)のすべての要件にあてはまる方が対象です。

- (1) 申込者本人が、義務教育修了前（中学生まで）の子ども（※1）を税法上扶養し、同居していること。
- (2) すでに新宿区内の民間賃貸住宅（※2）に居住し、賃貸借契約書により確認できること。
- (3) 基準日の前日までに住民異動手続きが済んでいること（住民票により確認できること）。外国籍の方については、在留資格が「永住者」「特別永住者」の方です。在留資格が「永住者の配偶者等」「日本人の配偶者等」「定住者」である場合は、日本国に定住する見込みの方です。
- (4) 原則として、居住している民間賃貸住宅の借主が、申込者本人または同居している配偶者であること。
- (5) 月額家賃（※3）が22万円以下であること。
- (6) 家賃を滞納していないこと。
- (7) 世帯全員（※4）の前年（令和6年・2024年）の年間総所得（※5）の合計が520万円以下であること。
- (8) 住民税を滞納していないこと。
- (9) 申込み世帯が経済的に自立しており、当該世帯のみで日常生活が可能であること。
- (10) 生活保護及び生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
- (11) 中国残留邦人等に対する支援給付を受けていないこと。
- (12) 現在または過去に受給者またはその配偶者として民間賃貸住宅家賃助成（※6）を受けていないこと。
- (13) 令和7年度に多世代近居同居助成及び次世代育成転居助成において、「予定登録申請中」や「予定登録決定（基準日の前日までに有効期間が満了しているものを除く）」「助成（※7）決定」の状態にないこと。

※1 子どもとは、胎児（出産予定）は含みません。

※2 民間賃貸住宅とは、公営・公社・UR賃貸住宅等の公的住宅や社宅・官舎等の給与住宅・契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅、2親等以内の親族（義父母・養父母を含む。）が所有する住宅を除いた居住用の賃貸住宅をいいます。

※3 月額家賃とは、管理費・共益費等を除いた月額賃料をいいます。

※4 世帯全員とは、別居中の配偶者等がいる場合は別居中の者を含めて世帯として認定します。

※5 総所得とは、前年（令和6年1月1日～令和6年12月31日）に世帯で得た総所得金額をいいます。（収入ではなく所得金額です。給与所得の場合は給与所得控除後の金額となります。事業所得等がある場合は確定申告書の控でご確認ください。）したがって、現在の収入の有無にかかわらず、前年中に得た所得が認定の対象となります。前年中に同居世帯員の税法上の控除対象配偶者または扶養親族として認定されていた方の所得は除外します。

※6 民間賃貸住宅家賃助成とは、新宿区で実施している子育てファミリー世帯向家賃助成制度と単身者向家賃助成制度（令和元年度募集終了）のことです。

※7 助成とは、令和7年4月1日以降において、多世代近居同居助成制度及び次世代育成転居助成制度による助成をいいます。また、令和6年度に継続決定している次世代育成転居助成世帯も含まれます。

家賃助成の申込み資格については、賃貸借契約書や住民票、戸籍謄本及び住民税課税証明書等の公的書類によりその事実を確認できることが必要です。

資格要件不備の場合は、抽せんに当せんされても資格審査で失格となりますのでご注意ください。

3 支給方法

助成金は、原則として4～6月分を8月、7～9月分を10月、10～12月分を1月、1～3月分を4月に口座振込により支給する予定です。（今年度の助成決定者については、10～12月分から支給しますが、支給時期は令和7年2月の予定です。また、4～6月分は助成継続申請の手続きがあるため支給時期が遅れることがあります。）

助成金の支給にあたっては、支給請求書及び家賃支払い証明書の提出が必要になります。

4 助成の継続について

この助成の期間は最長5年間ですが、**年度ごとに継続の手続きが必要です**。次年度以降も継続して受給を希望する場合は、毎年6月末日までに継続の手続きをしていただきます。必要書類をご提出いただき、それに基づいて資格要件・所得額等を審査し、当該年度（4月から翌年3月まで）の助成の可否を決定します。

【例】⇒ 令和7年6月の継続手続きにより、令和7年4月～令和8年3月分の助成が受けられるか審査します。

5 報告義務等

この助成制度の資格要件（申込資格）に変更があったときや転居した場合等はすみやかに（事実が発生してから14日以内に）届出が必要です。

6 助成の取消

助成世帯が以下に該当した場合は、**助成期間内であっても助成決定を取り消します**。

① この助成制度の資格要件（申込資格）を失った場合

【例】・区内の民間賃貸住宅から退去（住民票を異動）した

・契約更新等により月額家賃が22万円を超えた

・子どもが義務教育を修了した

・家賃、住民税を滞納した

・前年の世帯の所得が790万円を超えた

（募集時の前年の世帯の所得は520万円以下であること）

② 虚偽の申請により助成決定を受けた場合

③ 助成対象住宅を事務所や倉庫等といった住宅以外に利用した場合

④ 指定された日までに必要書類（助成継続申請書等）の提出がない場合

※ 不正及び助成の取消事項に該当した後に受給した助成金は、返還していただきます。

7 その他

この助成金は所得税法上の雑所得（課税対象）に該当し、受給額が年間20万円を超える場合は確定申告が必要になります。くわしくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

雑所得として確定申告をした所得は、別の事業で受け取っている手当及び援助等（保育料等）の算定基準となる総所得金額にかかわる場合があります。これにより、他の手当等の金額が変わったり、受給資格を失う場合がありますことをあらかじめご理解ください。

申込みから支給まで

申込み

令和7年10月1日(水)～10月15日(水)
《電子申請による受付のみ》
申込時に抽せん番号が通知されます。

有効

無効（重複申込み、入力もれ等）

公開抽せん

令和7年10月31日(金) 午前10時から
[抽せん会場] 新宿区役所本庁舎3階302会議室
※当日は会場においてでなくても差しつかえありません。
抽せん終了後、抽せん結果を住宅課に掲示します。また、住宅課のホームページでもお知らせします。電話での問い合わせはご遠慮ください。

抽せん
結果通知

令和7年11月7日(金)頃 電子メールで通知予定

落せん

補欠

当せん者の資格審査で失格者が出た場合、順位に従って繰り上げ審査します。（繰り上がらないときは別途通知します。）

資格審査

別途お知らせする書類により資格審査を行います。

失格（審査の結果、要件不備の場合）

助成決定
通知

決定内容を文書でお知らせします。

助成金
支給請求

助成金支給請求書（「助成決定通知」に同封）、家賃の領収書または証明書を提出していただきます。

支 給

3か月分ごとまとめて支給します。

